

日本臨床試験研究会GCPパスポート認定制度規程対比表

版		2010.7.30版	2011.4.版
タイトル		日本臨床試験研究会GCPパスポート認定制度規程	日本臨床試験研究会 (JSCTR) 認定GCPパスポート規程
第3章 認定試験	第11条	第10条に基づく手数料は、下記のとおりとする。 (1)日本臨床試験研究会GCPパスポート認定審査料は一人当たり6,000円とする。 (2)他団体の資格または認定を取得している者の登録審査料は5,000円とする。	第13条 第12条に基づく手数料は、下記の通りとする。 (1)本制度審査料は一人当たり6,000円(会員)、7,000円(非会員)とする。
第4章 認定	第16条	第13条に基づく認定証発行料は下記のとおりとする。 認定証発行手数料は、1人当たり2,000円とする。	第13条 (2)認定証発行については、A4 版紙製認定証のみとA4 版紙製+プラスチックカードの二通りあり任意で選択できる。A4 版紙製認定証の発行手数料は、1人当たり2,000円、認定証(A4 版紙製+プラスチックカード)の発行手数料は、1人当たり3,500円とする (プラスチックカードのみは発行しない)。
第5章 認定更新審査	第18条	第5章 認定更新審査 本委員会は、認定証の交付を受けてから3年を経た者について、認定更新申請があった場合、更新審査を行い、GCPパスポートの認定を更新する。GCPパスポートの認定更新に関する更新条件の詳細は以下の通りとする。 (1)更新までの3年間に日本臨床試験研究会学術集会に1回以上出席し、かつセミナー研修等(学術集会を含む)において60ポイントを取得すること。なお、ポイントの詳細は別添8のとおりとする。	第5章 認定更新審査 第17条 本委員会は、認定証の交付を受けてから3年を経た者について、認定更新申請があった場合、更新審査を行い、合格者の認定を更新する。認定更新条件の詳細は以下の通りとする。 (1)更新までの3年間にJSCTR学術集会またはその他セミナー研修(JSCTR主催セミナー、臨床研究・臨床試験関連学術集会、セミナーおよび講習会(他団体主催のもの)等)において60ポイントを取得すること。なお、ポイントの詳細は別添7とする。
第7章 規定運用	第21条	本規程は、2010年8月2日から施行する。	本規定は2011年4月25日から施行する。